

Title	イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型 : qadi Amin al-Din Muflih al-Turkiの場合
Sub Title	An official merchant in the reign of al-Nasir of al-Rasulids : gadi Amin al-Din Muflih al-Turki
Author	家島, 彦一 (Yajima, Hikoichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.3 (1975. 2) ,p.81(305)- 98(322)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750200-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型

— *qāḍī* Amin al-Dīn Muḥīḥ al-Turki の場合 —

家 島 彦 一

序

本稿は一九七〇年、フランス・パリ国立図書館 Bibliothèque Nationale において、筆者によって発見されたイエメン・ラスール朝史に関する新写本 Ms No. Arabe 4609, ff. 86~74b にもとづく研究の一部である。この写本は巻頭・巻末部が欠損しており、作者・書名・編述年代について明らかにされないが、その記載内容を検討することによって、作者は、おそらくラスール朝第十一代スルタン al-Malik al-Zāhir (在位 A. H. 831~42/A. D. 1428~39) に仕えた者であって一四三七年頃 (A. H. 840, Ramadān~841, al-Muḥarrām) 編述されたと考えられる。記載内容はスライフ朝 Band al-Ṣulayḥī (A. H. 439~532/A. D. 1047~1138) の 'Alī b. Muḥammad によるイエメン統治 (A. H. 439/A. D. 1048) からラスール朝スルタン al-Malik al-Zāhir の治世一四三六年十一月 (A. H. 840, Jumādā I) までの編年形式による年代記である。とくに、ラスール朝スルタン al-Malik al-Nāsir (在位 A. H. 803~27/A. D. 1400~24) と al-Malik al-Zāhir の二代に関する記述が写本全体の三分の二以上を占めており、従来から知られていた唯一のラスール朝年代記 al-Khazraji, *Kitāb al-Uqūd al-Lu'lu'īya fi Tārīkh al-Dawlat al-Rasūliya* の記述(スルタン al-Malik al-Ashraf の死去 A. H. 803/A. D. 1400 をもって終る) につづく所謂《ラスール朝文献史料の空白期》を埋める貴重な史料的价值

イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型

(三〇五) 八一

をもっている。従って、この新写本の発見は、これまで史料不足のために等閑りにされてきたラスール朝後期（一四〇〇年以後）の歴史研究を進める上で極めて重要な意義をもっていると言えよう。また筆者が研究課題としているポルトガル来航前、十五世紀におけるインド洋通商史の研究の上からも、この写本は数多くの貴重な史料を提供する。なお、この写本の概要については拙稿「イエメン・ラスール朝史に関する新写本」〔アジア・アフリカ言語文化研究〕七号、八号）を参照されたい。

一

インド洋周辺の商港都市は、その内陸部に中心をもつ農業を経済基盤とする国家の支配下に従属した場合が多く、従って港市での貿易取引、関税 *'ushūr*, *maks*, *qit'a* などによって得られる財富は国王や支配階級の収入の一部を占めるにすぎなかった。ところが *al-Qalqashandi* は、その著 *Subh al-A'shā* の中で *Ibn Faḍl Allāh al-'Umari* の *Kitāb Masālik Absār fi Mamālik al-Ansār* を引用して、イエメン・ラスール朝がインド洋と紅海を結ぶ海上貿易に依存する通商国家的特徴をもっていた諸点を列挙している⁽¹⁾。それによると、ラスール朝は、地理的好条件に恵まれて、その国家財政の大部分をインド、エジプト、エチオピア方面から来航する貿易船や商人達に課せられた関税によって得ていること (Subh., V, pp. 7, 35) 'Adan はイエメンの王の宝庫 (V, pp. 10~11)、貿易に従事するイエメン商人層が社会的に重要な地位 *maḥdi jāhil* を占めている、なぜならばイエメンの国庫収入の多くは彼ら商人達に依存しているからである (V, p. 35)、ラスール朝は *'San'a'* に都するイマーム国家よりも財政面では富裕である (V, p. 35)、関税、両替手数料が安い (V, p. 36)、イエメンの王侯達はエジプトやシリア方面から色々な職種の親方 *arbāb* や職人達を招く⁽²⁾ (V, pp. 36~7)、等について説明している。では、ラスール朝は通商国家として、農業を経済基盤とした国家とはちがった如何なる特殊な構造、例えば王、支配階級と商人、ナーホーダ⁽³⁾及び商業との結びつき⁽⁴⁾、主要港市 'Adan, al-Ahwāb, al-Shīr, Zufar な

どにおける商業取引・関税徴収のシステム⁽⁵⁾、交換商品とその市場構造、市場的商品生産⁽⁶⁾、エジプト・メッカ・インド諸国との外交・通商関係等⁽⁷⁾をもっていたのであろうか。これらの諸問題を解明することはイエメン・ラスール朝の問題だけに留まらず、経済基盤を海上貿易に依存するインド洋周辺の国家や商港都市——例えばマラッカ⁽⁸⁾、Kanbaya⁽⁹⁾、Kalicut⁽¹⁰⁾、Hurmuz⁽¹¹⁾、Kish⁽¹²⁾、Zufar、Mugadishu⁽¹³⁾などと共通した構造を理解することとも深く関連していると言えよう。なぜならば、イスラムの成立後、広くインド洋の周辺地域は、イスラム世界の政治・経済・社会的諸条件の影響を常にうけながら、緊密な相互関係によって結ばれた共通の通商圏として形成され、展開していったと考えられるからである⁽¹⁴⁾。

以上のような筆者の研究視点をもとに、本稿は前述したラスール朝新写本（以後 Ms と略す⁽¹⁵⁾）の中からラスール朝第八代スルタン al-Malik al-Nasir の時代に活躍した商人 *qadi* Amin al-Din Muftih al-Turki の外交・商業的活動に関する記事を紹介し、同時代の具体的「商人」の性格を考える一材料としたい⁽¹⁶⁾。

二

Amin al-Din に関する初めての記録は次の al-Khazraji に依るものであつて、一四〇〇年三月 (A. H. 802, Sha'ban) ラスール朝・スルタン al-Malik al-Ashraf (A. H. 778~803/C. 1377~1400) の外交使節 *safir al-sultani* とし、インドに赴き帰国した、とある。

[A. H. 802] Sha'ban 七日、金曜日、インドの君主からすばらしい贈物がとどき、Muftih al-Turki と呼ばれるスルタン [al-Ashraf] の使者が到着した⁽¹⁷⁾。

スルタン al-Malik al-Ashraf 時代の彼の活動を示す史料はこれが唯一であつて、その生い立ち及び商人活動の開始については明らかでない。なお、ヴァチカン図書館所蔵の al-Khazraji の別写本 *Code Vaticani Arabi 1022* に依れば⁽¹⁸⁾、右記の記事は、「……スルタンの使者・ナーホーダ al-nahūdha の Amin al-Din Muftih al-Turki が到着した

(f. 233b)。」とあって、彼がスルタンの使者及びナーホーダとして同一人に結合された役目を認めることができる。

ナーホーダ *nākhūda*, *nākhuda* は貿易船を所有する船主であり——船の購入は富裕商人及び荷主との合資による場合が多かった——実際に船に乗りこんで積荷の管理、船員、乗客達の管理・統制、航路及び入港先の決定、入港地での税関等の事務手続、積荷の販売、購入等について全権を有していた。⁽¹⁹⁾ Amin al-Din は al-Malik al-Ashraf の時代から既に数名の商人達と共に船団を編み、対インド貿易に従事していた有力なナーホーダの一人であったと考えられる。

al-Malik al-Ashraf の歿後、al-Malik al-Nasir が即位すると、Amin al-Din は乍らにラスール朝国家と密接に結びつき、先ず al-Shihir の地方官に任せられた。

[I] 一四〇六年九月二一日 (A. H. 809 Jumadā I, 8H) ' qādī Amin al-Din Muḍīh al-Turki は al-Shihir に任せられて出発した (Text, p. 76)。

al-Shihir は古くからハドドラマウト地方の重要な港であり、またインド洋を横断する船舶にとっての寄港地として盛え、ラスール朝の四大貿易港の一つであった。⁽²⁰⁾ Amin al-Din がこの時 al-Shihir の地方官 (おそらく al-nāsir) に就任したことは、次に述べる当時の状況を考え併せると興味深い。Ms や Yahya b. al-Husayn が伝えている様に、⁽²¹⁾ 一四〇三—四年 (A. H. 806) ' 一四〇七—一三年 (A. H. 810—15) ' Tihama 地方の治安が乱れ、住民が大挙叛乱をおこし、またアラブ諸部族 Jahāfil, al-Ma'āziba, Yafī' 及びザイデー達 al-Zaydī, Imām al-Zaydiyya が Zabīd, 'Adan を襲撃・掠奪し、国内の幹線道を分断したため、インド方面から来航する船舶が途絶えた。'Adan 港に入港する貿易船から得られる関税収入と商品取引はラスール朝国家にとって終始重要な経済的基盤であったので、当時、'Adan 港への外国船の来航が途絶したことは、国内叛乱の鎮圧のために多額な軍事費を必要としていた al-Malik al-Nasir にとって重大な問題であった。⁽²²⁾ そこで al-Malik al-Nasir は必要な軍事費を 'Adan や al-Ahwāb に来航する貿易船・商人達に対する苛酷

な関税や積荷没収などの強行措置に求めた。しかし、その結果、ラスール朝の経済基盤であった国家と商業との紐帯はたち切られ、急激な歳入の減少をまねいた。イエメン史の著述家達、マムルーク朝の歴史家 al-Maqrizi, Ibn Taghribirdi やクレタ商人 Piloti などは等しく al-Malik al-Nasir による商人達に対する不当弾圧、苛酷な関税徴収やイエメン国内の政情不安について言及している。⁽²³⁾ こうした状況の中で、al-Malik al-Nasir は対インド貿易が Adan 港のみに集中するのを避けて、Zabid の外港 al-Ahwab に新港 bandar jadid を建設すると共に (Ms によれば新港は一四一九年五月 A. H. 822 Jumada I に開始された)⁽²⁴⁾ al-Shihr には貿易業務に精通したナーホーダ Amin al-Din を派遣した、と考えられる。この事実は al-Malik al-Nasir が中継貿易を活発にして、国家収入の増加を図ろうとする努力を続けたことを物語っている。⁽²⁵⁾ Amin al-Din がいつまで al-Shihr の地方官として留まったかは明らかでないが、次の二つの記事は彼が国内叛乱の鎮圧のためにスルタン軍と共に出陣し、とくにイマーム・ザイディー Imam al-Zaydi との和平交渉の使者として活躍したことを示している。

〔II〕 わが君主スルタン al-Malik al-Nasir は二度にわたって [al-Hanka の] 'abid 達と対戦するため軍事拠点 al-mahatta に戻り、彼らをその地方から追放し al-Hanka の所持品を奪った。一方、彼ら 'abid 達は「スルタン」軍団に抵抗したが彼らのうちの三人が殺害された。ナーホーダ Muftih al-Turki が従軍する「スルタン」軍団が攻撃を加えた「からである」。「それは」一四〇八〜九年 (A. H. 811) のことであつた (pp. 80~81)。

〔III〕 一四一一年二月二五日 (A. H. 813 Dhu'l-Qa'da 1日) ' qādi Amin al-Din Muftih al-Turki はわが君主スルタン al-Malik al-Nasir への進物としてイマームの所有する馬を伴って到着した (p. 86)⁽²⁶⁾。

〔II〕 の史料は前述した al-Khazraji のヴァチガン写本に見られた如く、彼が引続きナーホーダと呼ばれていたことを示している。

さて、一四一二年 (A. H. 815) 以後の Amin al-Din に関する記事は、いづれも彼が Judda と Yanbu' (メデイナの外港) に向かうイエメン貿易船団の指揮官として、またエジプトへの外交使者として al-Malik al-Nasir 時代の衰微しつつあるラスール朝経済を再建するために活躍した諸点についてである。次に紹介する al-Fasi al-Makki によるメッカ誌 *Shifa' al-Charām bi Akhbār al-Balad al-Harām* では Amin al-Din がナーホーダ及び al-Malik al-Nasir の外交使者としてのみならず、商人的性格を強くもっていた点が述べられている。即ち al-Fasi はメッカに於ける穀物価格の変動と伝染病に関する説明 *dhikr shay' min akhbār al-ghalā' wal-rukhs wal-wabā' bi Makkat al-musharrafa 'alā tartīb dhālika fil-sinn* の中で、一四一二年 (A. H. 815) 'メッカの穀物価格が一時的に下がった理由をのべて、'その理由は即ち、イエメン船団の指揮官 *mutawalli amr al-marātib al-Yamanīya, qādi Amin al-Din Muftih al-Turki al-Makki al-Nāsiri* が彼の所持していた食糧の一部を売却するよう命令したからである。彼は「一部の食糧を」売却して価格を下げる一方、一部を喜捨として提供した (*tasaddaqa*)。また彼の必要な分は自ら保持した」とある。

イエメン、エジプト、シリア及びメッカ商人達の多くは聖地メッカ・メデイナ向けの穀物取引によって莫大な利潤を得た。彼らはエジプト、イエメンや対岸の Sawākin 附近で仕入れた穀物を紅海の輸送船 *Jilab* もしくは *sanbuq* に積んで Yanbu' と Judda に運び、穀物価格が高騰する巡礼月を待つて売却した。メッカのアミールやシャリーフ達はメッカに集まるこうした穀物商人達から苛酷な税を徴収し、しばしばその積荷を強制没収した。

一四一〇年 (A. H. 813) 'ラスール朝の大商人 Ibn Jumay' がメッカ巡礼をした際、メッカ・アミール Hasan b. 'Ajlan は彼の財産を没収した。⁽²⁸⁾ その措置に憤慨した al-Malik al-Nasir はイエメン商船の Judda 寄港を禁止してメッカとの貿易関係を断つと共に、⁽²⁹⁾ メッカのアミール権を Hasan から奪取しようとする計画する Rumaytha b. 'Ajlan を積極的に支援した。⁽³⁰⁾ 前述した Amin al-Din 一行のメッカ訪問は一四一〇年 (A. H. 813) に貿易関係が断絶して以来二年ぶ

りであつて、彼の任務は Hasan に対して Ibn Junay' への賠償金三万ミスカールを毎年一万ミスカールの割合で支払わせるための取り決めにしてであつた。⁽³¹⁾ 一四一三年二月 (A. H. 815 Dhu'l-Qa'da) 、『メッカ到着の後、Amin al-Din は予言者のモスク al-Masjid al-Haram に於いて Hasan との上述の約束を決めた。Ms は、この取り決めが成功し、一四一三年六月 (A. H. 816 Rabi' I) Amin al-Din はメッカから商人達を伴ない、また Hasan から徴収した賠償金をもつてイエメンに戻つたこと、al-Malik al-Nasir はこれを悦び来航した商人達に課す規定の関税 'ushur を免除した、と記してゐる。

[IV] *qādi* Amin al-Din Muftih al-Turki はメッカから商人達を率いて、また〔メッカの〕 *sharif* Hasau b. 'Ajlan が *qādi* Wajih al-Din b. Jumay' から没収した金を持って到着した。それは栄誉ある来着であつた。スルタン al-Malik al-Nasir は厚遇の限りをこゝして彼 (Amin al-Din) を迎え、また一緒に到着した商人達に対しても同じようにあつた。わが君主スルタンはその年に来着した〔外国〕商人達への関税 'ushur を免除し、また港湾 *banadir* や海岸にいるすべての調査官達 *mutassarifun* に命じて、すべての商人達並びに小売商達 *al-mutasa-bbim* ⁽³²⁾ には、みな努めて公正と温情をもつて処遇するようにさせた。それは一四一三年六月 (A. H. 816 Rabi'I) のことであつた (pp. 90~91)

同年、Amin al-Din は再び、商人達の指揮官 *al-mutaqaddam* としてメッカに向つた。しかし前年の約束を破つて Hasan の下僕達 *ghulam* はイエメン商人達を冷遇し法外な税を要求した。⁽³³⁾ Amin al-Din は商人達の訴えを聞いて Hasan にそのような不当行為を改めるように抗議した。Hasan との折衝が失敗に終つた後、Amin al-Din は帰国の途中、Haly と命中の Rumaytha b. Ajlan と会ひ、彼を al-Malik al-Nasir に引き合わせるために同伴してイエメンに戻つた。⁽³⁴⁾ 今回、Amin al-Din のイエメン帰還は一四一四年五月二九日 (A. H. 817 Rabi' I 9H) であつた。Ms には

彼が大商人達及び沢山の進物を携えて帰った、と記されている。

[V] *qādi Amin al-Din Muḥib al-Turki* が大商人の一団及び進物を携えてメッカから到着した。その進物は四〇人のマムルーク、荷馬車用の馬 *akādisa* ラバ、数々の奢侈品——すばらしいアレキサンドリア製の絹織物、ガラス製の容器などであった。それは一四一四年五月二九日 (A. H. 817 Rabi' I 9日) 月曜日のことであった。(p. 92)

メッカ側の史料に依れば、一四一五年三〇四月 (A. H. 818 al-Muharram) の末、もしくは四〇五月 (Safar) に、*Amin al-Din* は貿易船団 *al-marākib wa'l-tarrā'id wa'l-mu'allifāt wa'l-jilāb* を率ゐり再度 *Judda* を訪問した。⁽³⁶⁾ *Amin al-Din* の目的は先に *al-Nāsir* が約束した通り *Rumaytha b. 'Ajlan* を支援するためであった。一方、*Hasan* はイエメン船から不当な税 *al-zālla* を要求し、水の補給を拒否したため *Amin al-Din* 一行は已むなく *Judda* を離れ、*Yanbu'* に向った。⁽³⁷⁾

Ms. に依れば、*Rumaytha* は *al-Nāsir* と会見の際、三〇頭の馬、三百頭のラクダ、二百日分の食料等の供与を受ける約束を得て、一四一四年九月 (A. H. 817 Rajab)、メッカに向けて帰国した。⁽³⁸⁾ *al-Malik al-Nāsir* と *Amin al-Din* によつてもたらされた援助を得て優位に立った *Rumaytha* は、*Hasan* と次のような和平条約を結び、メッカ地方のアーミール権を獲得した。即ち、その条約は、(1) *Hasan* は二〇万ディルハムを *Rumaytha* に渡すこと、(2) メッカのアーミール権を *Rumaytha* に譲ること、(3) その年 (A. H. 818) に *Judda* に来航する船舶から得られる収入は *Hasan* のものとする、等についてであった。しかし(1)について *Hasan* はその約束を履行せず、また一四一五年三月二六日 (A. H. 818 al-Muharram 14日) *Judda* 港に於てエジプト及びイエメン商人達の積荷を強制没収したため、この条約は破棄された。⁽³⁹⁾ 即ち一四一五年三月二六日、*Hasan* は *Judda* 港に来航したイエメン大商人 *Kamal al-Din Mūsā b. Jumay'*、エジプト商人 *khawāja Badr al-Din al-Muzluq* 及び *al-Shihāb Ahmad al-'Ayni (khawāja Burhān al-Din b. Mubārak*

Shah の代理人 *wakil*) を捕え、Ibn Jumay' からは七千シスカル相当の商品を、Ibn al-Muzluq からは三万三千イフランテー (*ifranti dinar*)、⁽³⁹⁾ ちよに 'Ayni からはその主人の金を没収した後、釈放した。このため、同年、メッカに向った巡礼者・商人達は Hasan による不当な没収を恐れ、また途中の交通・治安が甚しく悪化したため引返した。⁽⁴⁰⁾

一四一〇〜一三年 (A. H. 813~15)、イエメン・スルタンと Hasan との対立、またメッカ・アミール権をめぐる Hasan と Rumaytha との間に引きおこされた内乱によって、メッカ経由の東西貿易が途絶えると、カーリミー商人達 *tujiar al-Karimi, al-Karim* はイエメン・メッカを経由してエジプトに向かうことを避けた。その結果、エジプトに運ばれる香料は極端に品不足となり、その価格は高騰した。一四一二年 (A. H. 815)、フランク商人達は例年通り香料の買付けのためにエジプトに来航したが、イスラム商人達は二四〇ディナール以下で売却することを拒否した。フランク商人達は二〇ディナーナルまで譲歩したが拒否されて、⁽⁴²⁾ 已むなく香料を全く購入せずに帰国した。こうした情況を知ったマムルーク朝スルタン al-Mu'ayyad は、先ずダマス商人 Ahmad b. al-Jawban al-Dimashqi (al-Dhahabi) に委託してスルタン書簡をラスール朝の al-Malik al-Nāsir のもとに送った (Ahmad は、おそらく一四一三年六月 A. H. 816 Rabi' I, Amin al-Din と一緒にイエメンに着いた、と考えられる。前掲史料 [IV] 参照)。その al-Mu'ayyad 書簡の内容は、一四一〇年 (A. H. 813) 以来、メッカとイエメンとの対立及び al-Nāsir による商人達への不当措置のためにカーリミー商人達のエジプト来航が困難になっていること、従って彼ら商人達を安全にエジプトに向けるように *bi-tajiz al-Karim ilā Misr* と要請するものであった。しかし、al-Mu'ayyad のこの要請は失敗に終った。⁽⁴³⁾ ついで al-Mu'ayyad は商人 *shaykh* 'Ali al-Kilāni にスルタン資金五千ディナーナルを貸付けてイエメン王から直接多量の香料を購入しようとする計画した。この時、al-Malik al-Nāsir は *shaykh* 'Ali の要求通りに香料の販売を認めた。その価格は百マンにつき二五ディナーナルであり、*shaykh* 'Ali は al-Mu'ayyad から借りた五千ディナーナル分の香料を購入した。この時、al-Malik

al-Nasir がエジプト側の要求通り香料を売却した理由は、al-Nasir もまた従来通りの Judda・メッカ經由ではなく、エジプトとの直接通商を積極的に進めようとしていたからであろう。Amin al-Din はまさにこの使命のために二度、外交使節団の代表としてエジプトに遣わされた。

エジプト側の史料によれば、スルタン al-Mu'ayyad と Amin al-Din との会見は一四一六年三月一九日 (A. H. 819 al-Muharram 19H) Dar al-'Adl におこなわれていた。このとき Amin al-Din は贈物として絹、陶器、香木などのシナの諸産物、ヘンナや乳香などをもたらして、al-Malik al-Nasir の書簡を朗読した。その後、Amin al-Din は al-Malik al-Nasir への返答書簡及びエジプト側の使者 Bektemür al-Sa'idi と一緒に一四一七年六月一日 (A. H. 820 Rabī' II 25H) イエメンに向けて帰国した。⁽⁴⁵⁾ Ms. は一四一七年十一月三日 (A. H. 820 Dhu'l-Qa'da 22H), Amin al-Din はエジプトから進物を携え、商人の一同と共に帰国したことを報じている。

[VI] *qādi* Amin al-Din Muftih al-Turki はエジプト地方 al-diyār al-Misriya ならすばらしい進物を携えて帰国した。また彼と一緒に商人の一同が Ta'izz のスルタン [al-Nasir] のもとに到着した。一四一七年二月三日 (A. H. 820 Dhu'l-Qa'da 22H) のように (p. 102)。

その翌年、al-Malik al-Nasir は再び Amin al-Din をエジプトに派遣して、メッカ・アミール Hasan の問題と al-Mu'ayyad と協議を促した。⁽⁴⁶⁾ al-Fāsi al-Makki は「その事情を次の様に述べている。「その年 (A. H. 821), al-Malik al-Nasir はエジプトの君主 al-Malik al-Mu'ayyad のもとに書簡を送って Hasan b. 'Ajlān の状況について説明した。とらうのは、al-Malik al-Mu'ayyad は先に al-Nasir の使者 *qādi* Amin al-Din Muftih al-Turki を通じて書簡を送り、Hasan の件で [al-Nasir に] 支援を求め、その状況について説明してきたからである。⁽⁴⁷⁾」

この様にイエメンとエジプトとの接近を知った Hasan b. 'Ajlān は急拠再び Rumaytha との和平を進めると共に

Judda に入港する船舶・商人達を厚く迎えて関税を軽減するなどの措置をとった。al-Fasi al-Makki は一四一八年 (A. H. 821) の Judda 港の状況を次の様に説明している。「[A. H. 821、イエメンの] スルタン [al-Nasir] の許可にもとづく [イエメン] 商人達の Judda 入港が解除されていなかったにもかかわらず、例年より多数の商人達がイエメンから Judda に来航した。つまり、同年の Safar 月に商人達が Judda に入港したのはイエメン・スルタンの許可にもとづく [正式の] ものではなく、ただたまたま Judda に立寄らずに Yanbu' に直航することが不可能になったとき、彼らはその船団を統制する指揮官達の判断だけによって [臨時に Judda に] 入港することになったのである。従来は、Judda を通過することがイエメン君主の決定と一致した。彼ら商人達が Judda に入港し、⁽⁴⁸⁾ sharif [Hasanb. 'Ajlān] の代理官達は彼ら [の入港] を妨害することなく、むしろ sharif [Hasan] はスルタンの積荷に課す規定の税についても優遇し、その一部を免除し、必要な分についても [それを徴収することを] 詫びた。イエメン・スルタンはその措置に驚き、商人達に Judda へ向かうよう指令を下した。そこで彼ら商人達は先きに述べた如く、再度 Judda をめざした。彼らは巡礼の後、何んの略奪をうけることなく無事に彼らの国 (イエメン) に戻った。⁽⁵⁰⁾」

III

以上、Amin al-Din については敍上の記事をもってすべてであるが、その断片的記事によって彼の行動の姿を考えてみると、次の諸点が指摘出来よう。

- (一) 元来、彼はインド洋と紅海を結ぶ航海と貿易に必要な諸船の知識に通曉したナーホーダであった。
- (二) 商人達と一緒に船団を編み、その指揮官としての役目を掌った。ラスール朝スルタン al-Malik al-Nasir が彼をイエメン貿易船団の総指揮官 *mutaqaddam al-marākib*, *mutawalli amr al-marākib* として重用したのは、彼が他のナーホーダ、船員や商人達の協力・統制を保つことに習熟していたこと、また各地の商品市況の予測に優れていたため、と

考えられる。

(三)彼は大量の穀物を自ら所有する商人的性格をもっていた側面が認められる。

(四)al-Malik al-Nasir 時代の衰微しつつあるラスール朝の対外国貿易を再建して、その財政的基盤であった関税と貿易取引による収入を増加させるために、彼は al-Malik al-Nasir の使者として市場の開拓と外国商人達の来航を促進させるための役目を担った。

以上が Ms を基本史料として読みとれる Amin al-Din の性格であるが、今後の研究課題はこうしたラスール朝の特定商人達に関する類例を多くの文献史料によって蒐集し、その具体的活動の姿を描いていくことであって、同時にそこから中世イスラム商業史をめぐる諸問題の一端を解明することになるであろう。

〔附記〕史料〔I〕〔VI〕はいずれも Ms によるものであって、筆者による校訂本 *History of Yemen*, ed. H. Yajima, 1974 からの訳である。訳文中の「」は筆者が必要に応じて補った部分である。

註

- (1) al-Qalqashandi, *Subh al-A'sha*, 14 vols., Cairo, 1919
～22. al-'Umarī といエメン地方に関する記事は *hakim Salāh al-Din Muhammad b. al-Burhān* に依って記した。Salāh al-Din は、ここにその情報をラスール朝スルタン al-Malik al-Mujāhid al-Kātib Taj al-Din 'Abd al-Bāqī al-Yamānī に求めたところから al-Qalqashandi に述べられたイエメン・ラスール朝関係の記事はスルタン al-Malik al-Mu'ayyad (A. D. 1296～1322) 及び al-Malik al-Mujāhid (A. D. 1322～63) にかけての状況を伝えたもので、イエメンの *kātib Taj al-Din* といエメンの著者であるが、現存の書 *Din ʿalī Kitāb Bahjat al-Zaman* の著者であるが、Paris, Ms Arabe 5977 及び Mustafa Hijazi の校訂本 *Tarīkh al-Yaman*, Cairo, 1965) にて al-'Umarī 及び al-Qalqashandi に依って引用された記載と合致する部分はない。拙稿「イエメン・ラスール朝史に関する新写本」 pp. 105～6, note 2 参照。
- (2) 同時代の具体的な例をイエメン史料に求めてみると一三二〇年 (A. H. 720) スルタン al-Malik al-Mu'ayyad の *ʿalī* と *ḥanṭar* の技術者 Badr al-Din Ḥasan b. Ahmad b. al-Mukhtār が来た (*Uḡūd*, I, p. 435; *Bahjat*, Ms., f. 115a),

一三八六年 (A. H. 788) アレキサンドリアの絹織工がイエメンへ移住した (*Uyūd*, II, p. 186; Abu Makhrama, *Tarikh Thaghr, Adan*, I, pp. 4~5) などが挙げられる。

(3) *nākhūdhā*, *nākhūdhā*, *nawākīdh*. 当時は海運経営における人的要素として、①船航所有者の船主、②船舶を実際に運用する船長・操縦者、③荷主が截然と区分されていたのではなく、一般に端緒的形態では船主は同時に船長であり、また荷主と船を共有する場合が多かった。ナーホーダは船主であるが同時に航海上の、経営上のさまざまな責任をおっていた。しかしナーホーダは船の航行・操縦のみに専念する *mu'allim* とは明瞭に区別されていた、と思われる。現在、ペルシア湾・南アラビア・東アフリカを航行するアラブ船 *dhaw*, *dhaw* のナーホーダは商人―荷主―船主から船の経営を委託されて、積荷の輸送・管理・販売などの面で全責任をもつ人を指して呼び、矢張り船の操縦者 *mu'allim* とは区別されている。G. R. Tibbets, *Arab Navigation in the Indian Ocean before the Coming of the Portuguese*, London, 1971, pp. 60~61; A. Villiers, *Some Aspects of the Arab Dhow Trade*, *The Middle Eastern Journal*, 1948, pp. 399~416, Hourani, *The Arab Seafaring*, pp. 112~113 参照。

(4) ラスール朝の国家経済は、スルタンと少数の富裕商人達との *counsel* によって運営されていた、と考えられる。なぜなら、ラスール朝のスルタン al-Malik al-Ashraf, al-Malik

イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型

al-Afdal と al-Malik al-Nasir の時代の *wazir*, 'Adan 港の *wali*, *naẓir* 達の多くは同時に大商人 *a'yan al-tujjar* であり、その中でもカーリシー商人達が多数を占めた。ラスール朝が商業国家として発展する上でカーリシー商人達が大きな役割も演じたと考えられる。Ibn Jumay', Ibn al-Hibbi, Ibn al-Fāriqī, Ibn al-Hulays, Ibn Khatbā, Ibn al-Hashimī などの代表的イエメン商人達の家系は相互に共同・合資や婚姻関係によって結ばれていた。詳しくは筆者の学位論文『イエメン・ラスール朝史に関する新写本の校訂とその史料価値の分析』所収「'Adan の *wali* と *naẓir* について」(pp. 130~142) 参照。

(5) イエメンの主要貿易港と取引される商品と関税率については Ibn al-Mujāwir, *Tarikh al-Mustabsir*, I, pp. 140~3 及び Hasan b. al-Fusayni, *Malakhhas al-Fitan wal-Albāb wal-Misbāh al-Hudā lil-Kuttāb*, Ms Ambrosiana, NFH, No. 130 (S. P. 61) 参照。この後者は、その序文によれば、一四一二年九月 (A. H. 815 Jumādā II) に完成したが (f. 5a) その内容はラスール朝のスルタン al-Malik al-Mu'ayyad と al-Mujāhid 時代の状況を伝えたものである。例として *bi-hatt al-marhūm al-Sultān al-Malik al-Mu'ayyad* (f. 20b), *fi dawlat al-Sultān al-Malik al-Mu'ayyad* (f. 22a) とあり、また A. H. 701, 726, 736 の記事 (f. 20b~21a) が見られる。とくに、シナ、インドの諸国を遍歴して、

(三二七) 九三

一三〇一〜二年 (A. H. 701) に 'Adan に到着したカーリシー商人 'Ali b. al-Ḥalabi b. Kūlam に課した関税品目とその税率を詳細に挙げてゐる (f. 20b)。

(6) イエメンの代表的輸出商品が、例えば①San'aの衣料品工場 *dār li-'amal al-thiyāb* (Idrisi, New Ed., I, p. 53)'

②Zabīdのインド産スパイス加工と陶器製造 *dārūb al-afḥ-wiya al-hindīya wa'imatā' al-ṣimī* (Idrisi, New Ed., I, p. 53)' ③Shakir (San'aからハヤイル)の皮革工場 *dār sinā'at al-adām* (Idrisi, I, p. 53)' ④Adan及び'Araの皮革染色工場 *dār al-madābigh* (I. al-Mujāwir, pp. 97〜98, 120; I. Ḥawqal, I, pp. 36, 43; al-Muqaddasi, p. 95)' 等において製造された、と思われる。

(7) Ms.によるラスール朝と外国諸国との通商関係については、拙稿「イエメン・ラスール朝史に関する新写本」pp. 179〜180及び「十五世紀におけるインド洋通商史をめぐる一齣——鄭和遠征分隊のイエメン訪問について——」(『アジア・アフリカ言語文化研究』八号)参照

(8) マラッカ国の商業国家的性格については、和田久徳氏による二論「東南アジアの社会と国家の変貌」(『岩波世界歴史』第七卷 pp. 437〜97)、『マラッカ王国の海上貿易』(『大航海時代叢書月報』第七号)、『M. A. P. Meilink-Roelofs, *Asian Trade and European Influence*, The Hague, 1969, pp. 27〜115; M. A. P. Meilink, 'Trade and Islam in the

Malay-Indonesian Archipelago prior to the Arrival of the Europeans, *Islam and the Trade of Asia*, ed. D. S. Richards, Oxford, 1970, pp. 145〜155; O. W. Wolters, *The Fall of Srivijaya*, Singapore, 1970, pp. 108〜171 参照。

(9) I. Battūta, *Rihla* (trans. H. R. Gibb), III, pp. 733〜34; I. Sa'id, *K. Bast al-Ard.*, Ed. J. V. Gines, Tétuan, 1958, p. 53; Tomé Pires, (Lx・Jlxk・東方諸国記、大航海時代叢書中) pp. 97〜118; Barbosa, *The Book of Duarte Barbosa*, Trans. by M. L. Dames, London, 1918, 267〜70 参照。I. Battūta は Kanbāya 王 Muqbil と大商人 Tāj al-Dīn b. al-Kūlamī との關係について説明。Tāj al-Dīn はおそらくカーリシー商人 'Izz al-Dīn 'Abd al-'Azīz b. Mansūr al-Ḥalabi al-Kūlamī と同一人物である。彼はアレンボの出身、ペルシヤ湾、インド、シナの諸国を遍歴した大商人であり、(A. H. 701) Kūlam からイエメンに到着して、スルタン al-Malik al-Mu'ayyad は沢山の贈呈品をもちかへした (*Mulakhhas*, f. 20b, *Bahjat*, Ms. ff. 90b〜91b. 'Uqūd, I, p. 350 に依れば A. H. 703)。彼のヒンプト訪問については al-Maqrizī, *Sulūk*, II, pp. 132〜33; I. Ḥajjar al-Asqallāni, *Durar*, II, pp. 493〜94; al-Dhahabi, *Zayl 'Ibar*, ed. S. al-Munajjid, Kuwait, 1960〜66, p. 75; I. Taghribirdi, *al-Nujūm*, IX, p. 229 参照。

- (10) 拙稿「インド洋通商とイエメン」p. 132 (note 63) 参照。
- (11) Kish は十一世紀以後、Siraf に代ってペルシヤ湾第一の海港として繁栄し、主に Siraf から移住したペルシヤ系商人・船乗り達によって貿易が営まれていたと考えられる (拙稿「インド洋通商とイエメン」pp. 130~37 参照)。
- (12) 「インド洋通商とイエメン」pp. 142~3 (note 109) 参照。
- (13) 例えば I. Battūta, pp. 374~78 の記事参照。
- (14) インド洋、とくにその西海域 (セイロン、インド西海岸、ペルシヤ湾、南アラビア、紅海、東アフリカ) は緊密な相互関係によって結ばれた単一の通商圏であった、と考えられる。政治、宗教的な亡命、支配権の交代、文化交流の場としてインド洋が重要な役割を演じた点についても今後さらに究明される必要がある。このように筆者の立場は、インド洋全体の歴史的展開過程を《環インド洋史》として把握しようとする点にある。
- 「インド洋通商とイエメン」pp. 120~22 参照。
- (15) 本稿で使用のテキストは筆者の校訂本 (学位論文Ⅱ) による。
- (16) Amin al-Din の他、al-Malik al-Nasir の御用商人として活躍した Umar b. Ahmad b. al-Haddād al-Ta'izzi と Ibn Jumay' が有名。Umar はメッカとの貿易を専門とし、数年間 al-Malik al-Nasir のために商業取引を行い、報酬 rizq を得た。一四〇八年 (A. H. 811) メッカに行き、一四一〇年一〇〜十一月 (A. H. 813 Rajab) 死去 (al-Fāsi al-Ma-

イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型

- lki, *al-Iqd al-Thamin*, ed. M. Hamid, 8 vols., Cairo, 1958~9, VI, p. 285; al-Sakhawi, *al-Daw'*, VI, p. 74)° Ibn al-Jumay' (Wajih al-Din) のことについては「十五世紀のメッカのインド洋通商史をめぐっての一齣」参照。
- (17) 'Uqd, II, p. 310.
- (18) 写本には書名、著者が記されていない。A. H. 892 Rabi' II 二日筆写。G. Levi della Vida の写本を al-Khazraji, *al-Kifāyat wal-'Ālām* の一部であると考えた。記載は A. H. 803 Rabi' I の説明で終る。
- (19) 前掲註(3)参照。
- (20) *Mulakhasas*, f. 15a に依れば、ラスール朝の主要貿易港は 'Adan, 'al-Ahwāb, Zufār, al-Shihir であった。
- (21) Text, pp. 68~70, 73~74, 77~79; Yahyā b. al-Musayn, *Ḥayāt al-Amānī*, ed. A. F. 'Ashūr, Cairo, 1968, pp. 560~61 参照。
- (22) al-Ahdal (*K. Tuḥfat al-Zamān*, Ms. Brit. Mus. Or. 1345, ff. 310b~11a) は Jabal Qawarir 北方に多数の周壁を要塞を構築して、al-Zaydi やトラン諸部族の侵入に備えたが、その出費が多へ、国家財源の窮乏をきたしたと説明している。
- (23) I. al-Dayba', *Qurrat al-'Uyūn*, Ms. Bib. Nat., Paris, Arabe 6069, f. 43a; Abū Makhrama, *Thaḡhr*, I, p. 12; al-Magrizi, Ms. Bib. Nat. Paris, Arabe 1727, ff. 365a, 370b~71a; *Nuḡm*, IX, p. 362; *Piloti, L'Egypte au*

- Commencement du Quinzième Siècle*, notes by P. H. Dopp, Cairo, 1950, pp. 41~43; I. al-'Ummad, *Shadharat al-Dhahab*, VII, p. 181; W. Heyd, *Histoire*, II, pp. 445~46; A. Darrag, *L'Egypte*, p. 216 参照。
- (24) Text, p. 106.
- (25) al-Malik al-Nāsir による貿易振興策については「イエメン・ラスール朝史に関する新写本」p. 176 参照。
- (26) Ms にはイエメン山岳部のアラブ諸部族や Imam al-Zaydi の軍隊と対戦して多数の馬を戦利品として、また贈品品として獲得した、と説明する記事が頻繁に見られる。イエメン山岳部やन्द्रラマウト地方で飼育されたアラブ馬は Zufar, al-Shihr や Adan の港から専用の船にのせて、インド、東南アジア方面に輸出され、その取引はラスール朝国家・商人達に巨利をもたらした。イエメン山岳部へのラスール朝の征服事業の目的の一つは、おそらく輸用の馬を獲得するためのものではなかったか、と考えられる。『イエメン・ラスール朝史に関する新写本の校訂とその史料価値の分析』所収「ラスール朝の対インド馬貿易の重要性」pp. 145~152 参照。
- (27) *Akhhār Makka*, ed. F. Wustenfeld, II, p. 318. 'Iqd. IV, p. 113 に依れば、イエメン船の *muqaddam Muftih al-Turki* 氏 A. H. 815 Dhū'l-Qa'da ムッカ (= Judda) に到着した。
- (28) 'Iqd., IV, pp. 109, 113.
- (29) *ibid.*, IV, p. 113. ラスール朝ではイエメン貿易船の入港と積荷の取引先はスルタンの指令によって決定された。後出註(48)参照。
- (30) 'Iqd., IV, pp. 118~119.
- (31) *ibid.*, IV, 113~114.
- (32) *mutasabbihūn* 「小売商」「仲買人」の意。Ms では *tajir* (大商人) に対応する「一般商人」の意として用いられている (pp. 91, 98, 161)。A. M. Lapidus, *Muslim Cities in the Later Middle Ages*, Cambridge Mass., 1967, pp. 82, 268 参照。
- (33) 一四一三年二月 (A. H. 815 Dhū'l-*Hijja*) *H*asan は Judda の貿易監督官 Jabir al-*H*arrāshī と意見が対立し解任したため、*sharif* 達にもつて恣意的関税と商品没収が行われた ('Iqd., III, pp. 400~404, IV, 114; *Daw'*, III, p. 51)。
- (34) 'Iqd., IV, pp. 117~118 に依れば、al-Malik al-Nāsir 氏 Rumaytha と会見して *H*asan に関する話を聞き、食糧 (4 *ghirara makkiya*) と資金 (50 *dinar*) を与えて *H*asan との戦闘を支援した。Rumaytha はスルタンと一緒に Ta'izz と Zabid を旅行の後、ムッカに戻った。
- (35) *akādīsh. kadīsh* の複数。B. Kaziminski, *Dictionnaire*, II, p. 875 参照。
- (36) 'Iqd., IV, p. 120.
- (37) *Inbā'*, II, p. 56; 'Iqd., IV, p. 120.

- (38) Text, p. 94. 併せて前掲註(34)参照。
- (39) *Imbā'*, III, p. 56; *Iqd.*, IV, pp. 118~119; *Sulūk* (Ms.), f. 297b.
- (40) Ms. に依れば、「メッカに旅行したすべての巡礼者・小売商人 *al-mutasabbihūn* は、その途中、治安状況が悪いという情報が入ったので引き返した。なぜならば彼らは身の危険と財産を心配して戻ったのである。イエメンの人達の中で、一四一六年二月 (A. H. 818 Dhū'l-~~Hijja~~) に巡礼した人は、ほんのわずかにすぎなかった。」(p. 98) とある。
- (41) 同時期に於けるイエメン国内の叛乱と 'Adan 港での外国商人に対する不当関税については前掲註(22)~(23)参照。
- (42) *Imbā'*, II, p. 521.
- (43) *Iqd.*, III, p. 25; *Daw'*, I, p. 268; *Imbā'*, II, p. 521, III, p. 18.
- (44) *Imbā'*, II, p. 521. この記事によつて *al-Mu'ayyad* は Barsbay に先きだつて香料の専売制を計画してゐたことがわかる。
- (45) *Sulūk*, Ms. ff. 298b, 308a, 325a; *Imbā'*, III, pp. 140, 189.
- (46) この時、エジプトの使者 *Bektemür* は *Amin al-Din* と一緒にエジプトに戻った。エジプト到着は一四一九年一月 (A. H. 822 al-Muharram) によつた (*Imbā'*, III, p. 189; *Sulūk*, Ms. f. 325a)。
- (47) *Iqd.*, IV, p. 130.

イエメン・ラースール朝時代の商人の一類型

- (48) このように、ラースール朝に於いては、スルタンの指令に基づいて貿易取引先、船舶の入港先が決定された。例えば、一三五年 (A. H. 752) スルタン *al-Malik al-Mujahid* は彼がメッカ巡礼の際、そのアミール *'Ajlan* の妨害を受けたため、以後、イエメンの商人・船舶がメッカに向かうことを禁止した (*Iqd.*, VI, pp. 64~65, 171)。⁶⁶ また一三八二年 (A. H. 784) スルタン *al-Malik al-Ashraf* はメッカの *sharif* 達と対立し、イエメン商人達の *Judda* へ向かうことを禁止し、*Sawākin* に入港するものに命じた (*Imbā'*, I, p. 263)。
- (49) *nuwwāb al-sharif*.
- (50) *Iqd.*, IV, p. 128. その後の *Hasan* とエジプト・イエメンとの間の外交関係については *Iqd.*, IV, pp. 133~154 に詳しく。一四一九年~一〇年 (A. H. 822~23) の *Judda* 港の情況については *Iqd.*, IV, pp. 136~137 は次のように説明してゐる。「[一四一九年]一〇月~十一月 (A. H. 822 Shawwāl) *Hasan* のもとにイエメンからの貿易船 *jilāb* が来た。その中には同年 *Safar* 月に [イエメンの] *Ra's al-Mikhlaḥ* で救助された *al-Karim* の船団 *marākib al-Karim* の積荷から徴収されるべきものが積みこまれていた。彼はその金によつて莫大な利潤を得た。ついで [同年] Dhū'l-Qa'da 月の末には、[再び] *al-Karim* 船団 *al-marākib al-Karimiya* が来航した。その船に乗りこんだ商人達は、*Hasan* が巡礼者達を歓迎するためメッカに戻った後、彼に一万イフランティーを呈上した。彼

は巡礼者達の中のおもだった人達 *ʿayan al-mujjaj* (の泊っている所) を再度訪問して、何かと世話をやくと共に贈呈品の交換をおこなった。そこで人々はアッラーの御蔭をもって無事巡礼をすませることが出来た。一四二〇年 (A. H. 823) の初め、Judda に於いて、al-Karimi 船団の中に、Judda を避けて Yambu' に向かおうと望む一部の船との間に対立がおこった。そこで *sharif* Hasan は彼らに下船を命じた。彼らはこの事件を二千イフランティーの金で解決しようとした。al-Karimi 船団の中のこの船と他の一艘は「Hasan による没収を」恐れて Yambu' に向かった。彼らはその地で下船した。同年 Safar 十四日、エジプトの君王 al-Malik al-Mu'ayyad なる *sharif* Hasan のもとに書簡がとどき、その中で Hasan のこうしたやり方を非難した。「結局、マムルーク朝が東方貿易を推進していく上で、メッカ・アミール Hasan の存在は大きな障害となった。Barsbay によるメッカ遠征、Judda 港の直接支配は以上の過程の中で生まれた必然的帰着であった、と言えよう。